

転入

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）	・マイナンバーカード			
	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）	・在留カード・特別永住者証明書			
	海外から入国する方	帰国後は転入届が必要です （1年以内の短期帰国は除く）	・パスポート ・マイナンバーカード（お持ちの方）		○住民生活課 【住民係】	
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・顔写真付本人確認書類 ・登録する印鑑			
保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付				
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等兼高齢受給者証の交付	（お持ちの方） ・負担区分等証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	（お持ちの方） ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付 ※資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入（20歳から60歳未満） ※資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書		○住民生活課 【保険係】	
	→各種認定証（病院での支払が一定金額まで になる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・（前の保険で発行された）特定疾病療養 受療証			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格確認書の交付				
	→鳥取県外から転入した方	負担区分の確認	・（前の保険で発行された）負担区分等証 明書			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額まで になる証明書）が新たに必要な方	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・（前の保険で発行された）特定疾病療養 受療証 ※県内で引越した方で、今まで認定証を 持っていた方は申請不要			
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	日本年金機構にマイナンバーが登録され ている方は、原則手続きは不要です				
高 齢	65歳以上の方	・予防接種の相談			○健康福祉課 【健康増進係】	
		・介護保険証の交付			○健康福祉課 【介護保険係】	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の申請	（お持ちの方） ・介護保険受給資格証明書			
障 がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		○健康福祉課 【地域福祉係】	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	住所変更等	・自立支援医療受給者証 ・マイナンバーカード			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・保険資格が確認できるもの ・障害者手帳（身障・療育・精神） ・前住所地の所得課税証明書		○住民生活課 【保険係】	
こ ども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き （入学通知書の交付）	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出		○教育委員会事務局	
	0歳～高校生年代のお子さんがある方	児童手当の申請 ※転出予定日の翌日から起算して15日以内に 申請してください ※受給者が公務員の方は勤務先で申請して ください	・請求者と配偶者のマイナンバーが確認 できる書類 ・請求者の口座がわかるもの ・請求者の保険資格が確認できるもの（3 歳未満の子どもがいるとき） ・子どものマイナンバーが確認できるもの （子どもと別居しているとき）		○子ども未来課 【子育て支援係】	
		子ども医療費助成の相談・申請	・保険資格が確認できるもの（子）		○住民生活課 【保険係】	
		予防接種の相談 ※0歳～中学生 ※高校1年生女子			○健康福祉課 【健康増進係】	
	0歳～中学生・高校1年生女子のお子さんがある方	乳幼児健診・予防接種歴等の確認・相談	・母子健康手帳		○子ども未来課 【子ども家庭センター】	
	妊娠中の方	・妊婦健康診査受診票の交付 ・保健師面談	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票			
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブの利用相談	※受付窓口でご相談ください		○子ども未来課 【子育て支援係】	
	保育所に入所を希望する方	保育所の入所相談	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		○子ども未来課 【子ども家庭センター】	
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・保険資格が確認できるもの（親） ・前住所地の所得課税証明書		○住民生活課 【保険係】	
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【地域福祉係】	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費助成の相談・申請	・保険資格が確認できるもの ・障害者手帳（身障・療育・精神） ・前住所地の所得課税証明書		○住民生活課 【保険係】	
予 防 接 種	予防接種を希望される方	・予防接種券の交付・相談 前住所地の予防接種券は使えなくなります	（お持ちの方） ・前住所地の未使用の接種券 ・母子健康手帳 ※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【健康増進係】	

がん健診	がん検診の受診を希望される方	・がん検診受診券の交付・相談 前住所地のがん検診受診券は使えなくなります	(お持ちの方) ・前住所地の未使用の接種券 ※受付窓口でご相談ください	○健康福祉課 【健康増進係】
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	※受付窓口でご相談ください	○建設水道課 【計画調整係】
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印	○税務課等関係課
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		○税務課
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください	
	軽自動車を所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください	○軽自動車検査協会 050-3816-3082
	自動二輪（125cc超）を所有している方		※鳥取運輸支局でご相談ください	○鳥取運輸支局 050-5540-2070
その他	農業者年金に加入している方	年金証書又は被保険者証の住所変更	・年金証書又は被保険者証	○農業委員会 (農林水産課内)
	犬を飼っている方	犬の登録	・前住所地で発行された鑑札	○住民生活課 【環境係】
	ごみの出し方のご案内	・ごみの出し方ガイドブック ・ごみ等収集カレンダー		○住民生活課 【環境係】
	町営住宅に入居を希望する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅入居の相談 町営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	○住民生活課 【住宅係】
	役場から送付される別居親族宛書類の送付先になっている方	送付先の変更	※受付窓口でご相談ください	○送付先届出書を提出した各関係課

岩美町役場

〒681-8501
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1
電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <http://www.iwami.gr.jp/>

手続きチェックシート 転入

岩美町に引越された方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- 前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- 外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」
- 住所の確認ができるもの
 - ① 持ち家の場合 ・登記簿謄本 ・売買契約書 ・工事請負契約書など
 - ② 賃貸の場合 ・賃貸借契約書など
 - ③ 同居の場合 ・転入先の世帯主または世帯員からの同意が確認できるもの
(住民異動届の様式に記載欄がありますのでご利用ください)

本人確認書類

お手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点
必要なもの

- ・資格確認書 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・特別医療受給者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。